

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 小 野 辰 夫

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年4月18日から同年7月2日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和6年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
議会事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局	令和7年4月18日から同年5月7日まで
消防本部・消防署	令和7年5月7日から同月28日まで
市民環境部	令和7年5月28日から同年7月2日まで

2 監査を実施した監査委員

鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・伊 藤 優 子・小 野 辰 夫

（ 伊 藤 優 子 令和7年5月14日付け退任 ）
（ 小 野 辰 夫 令和7年5月15日付け就任 ）

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和6年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

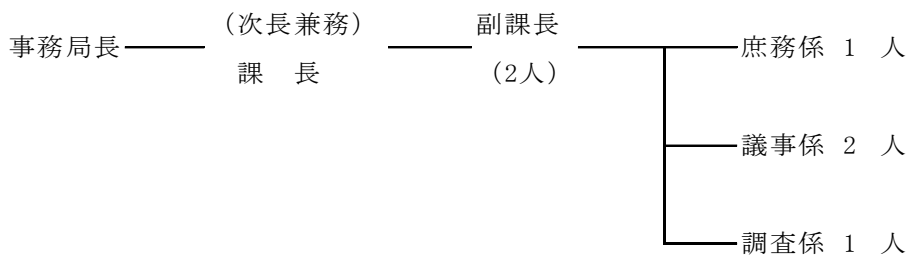
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 8人（令和7年4月1日現在）



3 令和6年度に実施した主な事業

(1) 市民との意見交換会

議会に対する市民理解の向上を図るため、市民と議員が直接対話する意見交換会を開催することにより、議場に足を運ぶ機会が少ない中学生と対話する場を設けた。保護者だけでなく傍聴者も訪れ、幅広い年代の議会への理解と関心の向上が図られた。

＜事業費＞ 16,330円

4 議会の活動状況（令和6年度）

（1）本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	3人
6月定例会	18日	5日	3日	13人	128人
9月定例会	18日	5日	3日	13人	61人
12月定例会	17日	5日	3日	13人	90人
2月定例会	25日	5日	3日	15人	41人

（2）常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会開催日数	所管事務調査日数
企画教育委員会	9人	1年	企画部（港湾に関する事項を除く）、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	11日	2日	4日
市民福祉委員会	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項	9日	2日	4日
経済建設委員会	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項	8日	2日	4日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会開催日数	所管事務調査日数
議会運営委員会	7人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	14日	0日	4日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	開催 日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8 人	R5. 6. 29	(1) 国道11号バイパス、県道及び都 市計画道路の整備促進に関する 調査 (2) 企業誘致(臨海・内陸型工業用地 の確保を含む)に関する調査 (3) 大島・荷内沖開発に関する調査 (4) 総合運動公園の建設に関する調 査 (5) 地域交通計画に関する調査	3 日	0 日	4 日
防災・災 害対策特 別委員会	8 人	R5. 6. 29	(1) 防災対策に関する調査 (2) 大規模災害時における問題調査 (3) 地域防災（消防団の在り方を含 む）に関する調査	3 日	0 日	4 日
人口減少 対策特別 委員会	8 人	R5. 6. 29	(1) こども・子育て対策（出生率アッ プを含む）に関する調査 (2) 定住・移住（Uターンを含む）政 策に関する調査 (3) 担い手・雇用対策に関する調査 (4) 健康寿命、健康増進政策に関する 調査	3 日	0 日	4 日
議会改 革・活性 化調査特 別委員会	1 0 人	R5. 6. 29	(1) 議会改革・活性化に関する調査	8 日	0 日	3 日
決算特別 委員会	2 3 人	R6. 9. 3	(1) 水道事業・工業用水道事業・公共 下水道事業会計決算の認定 (2) 一般会計・特別会計歳入歳出決算 の認定	5 日	0 日	0 日
予算特別 委員会	2 4 人	R7. 3. 6	(1) 一般会計・特別会計予算 (2) 水道事業・工業用水道事業・公共 下水道事業会計予算	4 日	0 日	0 日

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年6月4日付け）

（1）議会改革に資する情報収集について

I C Tをはじめとする技術進歩に伴い、議会に関する様々な面において改革が進んできている。タブレットの導入や議会運営及び中継等においても日進月歩の状態となっている。これらは全国他市においても同様であり、I C Tの活用面、広報公聴の充実面、政務活動費の効果的な執行等における先進的事例の収集は有効であると考えてるので、更なる情報収集に取り組まれない。

<回答>

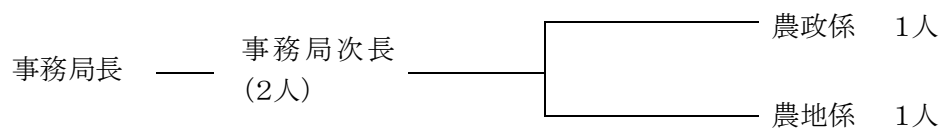
先進的事例については、引き続き情報収集を行ってまいります。なお、議会の運営に関する事項については議会運営委員会の所管事務となりますので、有効的な事例があれば、費用対効果も考慮し、議会運営委員会での協議及び予算要望も含め検討してまいります。

農業委員会事務局

1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

2 職員の配置状況 5人（令和7年4月1日現在）



3 農業委員会の開催状況（令和6年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総会	13	432	432	0	0
役員会	2	5	5	0	0
計	15	437	437	0	0

4 農地の権利移転状況（令和6年度）

区分	件数	面積 (㎡)		
		田	畑	計
所有権移転	49	16,598.00	22,889.00	39,487.00
賃貸借権移転・設定	2	4,233.00	0.00	4,233.00
使用貸借権移転・設定	4	5,802.00	1,888.00	7,690.00
小計	55	26,633.00	24,777.00	51,410.00
合意解約（賃貸借）	33	23,557.00	7,176.00	30,733.00
合意解約（使用貸借）	25	44,013.00	0.00	44,013.00
小計	58	67,570.00	7,176.00	74,746.00
合計	113	94,203.00	31,953.00	126,156.00

5 農用地利用集積事業（新農地銀行）の状況（令和6年度）

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年未満		6～10年未満		10年以上		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
令和2	24	38,219.00	125	174,064.94	2	1,956.00	5	7,666.00	156	221,905.94
令和3	9	10,854.00	77	111,732.00	0	0.00	1	8,061.00	87	130,647.00
令和4	14	21,367.73	67	98,306.98	9	9,185.00	1	753.00	91	129,612.71
令和5	15	18,280.00	91	145,961.07	3	3,565.00	11	14,284.00	120	182,090.07
令和6	15	17,708.00	140	200,951.61	2	711.00	47	65,770.00	204	285,140.61

区分 年度	年度末現在
	総面積（㎡）
令和2	575,534.98
令和3	555,897.98
令和4	549,999.37
令和5	582,197.71
令和6	603,411.71

6 農地の転用取扱状況（令和6年度）

用途地域区分	転用 区分	件 数	面 積(㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	4	624.33	130.00	754.33
	5条	131	77,829.90	34,724.84	112,554.74
	小計	135	78,454.23	34,854.84	113,309.07

注：4条…農地法第4条による農地の転用

5条…農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年6月11日付け）

（1）農地中間管理事業と効果効率的組織について

令和7年度の本市農地貸借の大部分は、農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画による農地中間管理機構を介した契約）で、年間150筆程度の申出が見込まれる。農地中間管理機構からは、新居浜市（農林水産課）に促進計画作成支援や相談・広報等の業務が委託され、市から農業委員会へは促進計画案作成を事務委任している。処理期間の短縮等、円滑な手続が図られるよう、農林水産課や関係機関と連携強化し取り組まれない。

また、農業担い手や新規就農者が利用しやすく、かつ農地の出し手と受け手のマッチングに効果的な仕組み、体制という視点も踏まえ、組織の在り方について検証を進められたい。

<回答>

農地中間管理機構を介した農地の貸借につきましては、5月の農業委員会総会に上程した案件が第1号であり、現在、事務処理中であります。これにより事務処理の流れが明確になりましたので、円滑な事務の流れに向け、機構及び農林水産課と協議を行ってまいります。

また、農林水産課との連携強化につきましては、情報共有が必要不可欠だと思いますので、共通フォルダ内に、農業委員会事務局及び農林水産課の職員のみ閲覧可能な共有フォルダを作成し、お互いに有益な情報共有を図ることとしました。

なお、組織の在り方につきましては、人事課及び農林水産課と協議を行ってまいります。

選挙管理委員会事務局

1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

2 職員の配置状況 4人 (令和7年4月1日現在)

(総務部総括次長及び総務課長兼務)

事務局長 ————— 事務局次長 ————— 選挙管理係 2人

3 令和6年度に実施した主な事業

(1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の適正な管理執行

当日有権者数 95,132人 (在外選挙人38人を含む)

投票者数及び投票率

(小選挙区) 49,353人 51.88%

(比例代表) 49,336人 51.86%

(国民審査) 49,258人 51.78%

<事業費> 32,805,859円

(2) 新居浜市長選挙

令和6年11月10日執行の新居浜市長選挙の適正な管理執行

当日有権者数 94,528人

投票者数及び投票率

42,989人 45.48%

<事業費> 32,548,616円

(3) 明るい選挙啓発ポスター・習字作品募集事業

明るい選挙啓発ポスター・習字作品の募集を市内小学校・中学校・高等学校の児童・生徒へ学校を通じて依頼し、その中から入選作品(58点)を、あかがねミュージアムアート工房展示スペースに展示するとともに、市ホームページへの掲載を行った。

<事業費> 93,091円

4 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年6月5日付け）

（１）時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過少払いが生じている。内容を確認の上改められたい。今後は、チェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

<回答>

時間外勤務システムへの入力誤りによる時間外勤務手当の過少払いにつきましては、追給等の処理をいたしました。

今後は、システム入力後の複数職員による確認の徹底等チェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。

（２）投票率の向上と効率的な選挙執行体制について

本市の36投票区のうち、有権者数1,000人未満の小規模投票区は6投票区で、いずれもこの50年間で有権者数が5割以上減少している。災害対応時には限られた人員での選挙執行が必要であり、投票者に占める期日前投票の割合が4割に迫る中、一定規模以下の投票区の再編、統合等を実施するなど、効率的な選挙執行の視点で検討を進められたい。

また、投票率向上施策等の検討に当たっては、マルチタスク車両を活用した「オンデマンド型移動期日前投票所」の導入等、セキュリティ対策も含む先進事例について調査研究を進められたい。

<回答>

人口減少に伴う有権者数の減少や投開票事務従事者の確保が厳しさを増す中、将来にわたって有権者が投票しやすい環境の整備を図っていく必要があり、有権者のライフスタイルの変化も踏まえ、通勤・通学や買物の際に合わせて投票もできる期日前投票所の設置がますます重要になると考えております。今後は、経済性の視点も意識した効率的な選挙執行体制の構築に向けた検討を進めてまいります。

また、投票率向上施策については、投票区の再編、統合等の検討と合わせ、高齢者等の交通弱者にも配慮するなど有権者のニーズに合った移動期日前投票所の設置等、先進事例の動向を踏まえた調査研究に取り組んでまいります。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 消防総務課

- ア 消防行政の総合企画に関すること。
- イ 財産管理に関すること。
- ウ 消防統計に関すること。
- エ 消防団事務に関すること。

(2) 警防課

- ア 警防計画に関すること。
- イ 消防法令（火災予防関係及び危険物規制関係を除く。）の執行に関すること。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関すること。
- エ 災害現場活動の調査に関すること。
- オ 救急及び救助の統制に関すること。
- カ 消防地水利の整備に関すること。
- キ 消防用資機材の整備及び管理に関すること。
- ク 消防用車両の登録及び検査に関すること。
- ケ 消防団員の教養訓練に関すること。
- コ 水防に関すること。

(3) 予防課

- ア 予防業務の総合企画に関すること。
- イ 消防法令の危険物規制に関すること。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関することを除く。）の執行に関すること。
- エ 消防用設備の設置指導及び統制に関すること。
- オ 火災の原因及び損害の調査報告に関すること。
- カ 火災等の証明に関すること。
- キ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関すること。
- ク 高圧ガス保安法の執行に関すること。

(4) 通信指令課

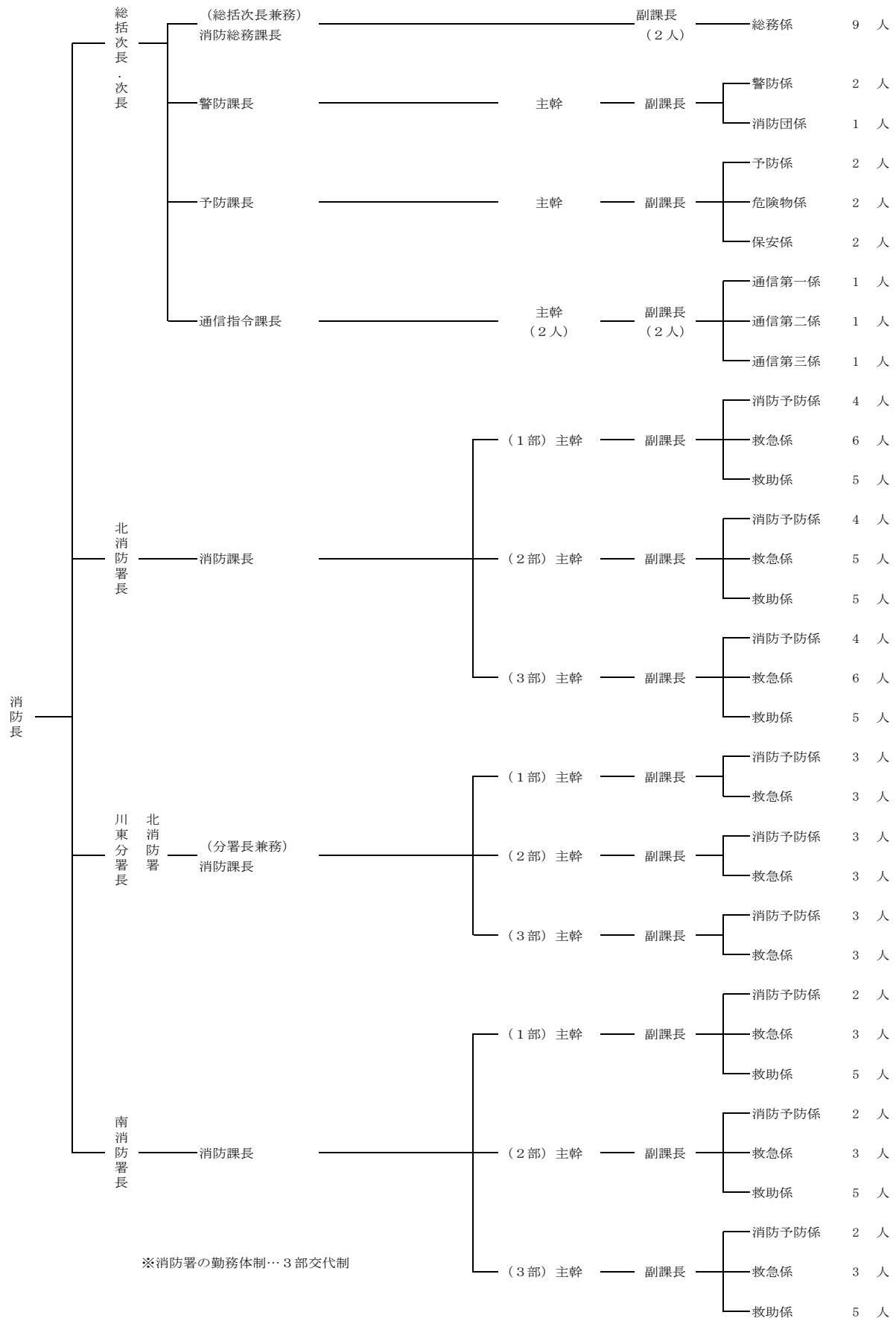
- ア 消防通信の運用統制に関すること。
- イ 通信施設の統轄管理に関すること。
- ウ 消防救急業務の指令及び誘導に関すること。
- エ 消防情報及び気象情報の集発に関すること。
- オ 無線通信の統轄に関すること。

(5) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関すること。
- イ 救急救助業務に関すること。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関すること。

- エ 自衛消防隊の訓練指導に関すること。
- オ 水防活動に関すること。

2 職員の配置状況 152人（令和7年4月1日現在） ※派遣を除く。



3 令和6年度に実施した主な事業

(1) 消防分団詰所整備事業

少子高齢化の進展による人口減少や激甚化する各種災害に対応できる持続可能な消防団組織への再編を図る足掛かりとして、3つの分団詰所を有する角野分団の詰所を1詰所に統合新築移転したことにより、出動に必要な人員を早期に確保し、迅速な出動が可能となるなど、地域防災の中核である消防団の持続可能性を確保することができた。

<事業費> 227,607,000円

【内訳】市 債 227,600,000円

繰入金 7,000円

<工事内容等> 角野分団詰所新築工事

(2) 消防自動車整備事業

複雑多様化する災害に的確に対処するためには、消防自動車等の計画的な更新、機能の向上及び維持を図ることが必要であるため、最新鋭の消防ポンプ自動車等を更新することにより、安全・確実・迅速に災害対応を実施することが可能となった。

<事業費> 247,109,060円

<更新車両等> ・大型水槽車（常備） 1台
・高規格救急自動車（常備） 1台
・水槽付消防ポンプ自動車（常備） 1台
・消防ポンプ自動車（常備） 1台

(3) 消防団員活動支援事業費

道路交通法改正以降、新たに普通自動車免許を取得した消防団員が、消防自動車の運転に必要な準中型運転免許の取得に係る費用を補助することにより、消防活動の円滑な推進を図ることができた。

<事業費> 82,000円

<事業内容等> 準中型免許取得費補助金

(4) 南消防署及び消防指令センター整備事業

近い将来、発生が危惧されている大規模災害に対し、行政が機能不全に陥ることがないよう老朽化の進む南消防署の新築移転を行うことにより消防機能を強化する。また、新たに新居浜市、西条市、四国中央市の3市共同で運用する消防指令センターを併設することにより、消防行財政の効率化、広域的な相互応援体制の確立による災害対応力の向上を目指す。

<事業費> 46,860,000円

【内訳】市 債 32,500,000円

負担金 12,653,173円

一 財 1,706,827円

<事業内容等> ・南消防署及び消防指令センター建設設計業務委託
・消防指令センターシステム等設計業務委託

4 令和6年中に発生した火災の状況

(単位：件、千円)

月 別	件 数	損 害 額	月 別	件 数	損 害 額
1	6	4,300	7	1	7,097
2	4	2,082	8	5	33,053
3	2	200	9	2	759
4	1	16	10	2	301
5	2	13	11	3	117
6	3	543	12	1	200
			計	32	48,681

5 令和6年中事故種別救急出動の状況

(単位：件、人)

区 分	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他	計
出動件数	5	1	2	406	32	26	1,062	23	64	4,480	685	6,786
搬送人員	5	1	1	386	32	25	1,019	20	44	4,199	637	6,369

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年6月24日付け）

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(警防課)

<回答>

時間外手当の誤りにつきましては、訂正処理を行いました。支給額の過不足につきましては、5月29日付けで人事課へ修正報告を提出し、払戻手続を行いました。今後は、更なるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 消防指令センター共同運用と3市連携について

東予東部3市での消防指令センターの共同運用に向けて、本市が会長を務める「新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会」を設置し取組を進められている。人的、物的資源の効率的広域運用で更なる消防力の強化が図られるよう、検討部会及び各専門部会における円滑な協議を主動されたい。また、指令センター設置後の市域を越えた相互応援等、継続的な3市連携推進体制の構築についても検討されたい。

(消防総務課)

＜回答＞

消防指令センターの共同運用につきましては、引き続き共同運用検討委員会における専門部会において予算措置や勤務体制、システム構成等、共同運用の開始に必要な事項について協議・調整を主動するほか、各本部の管轄に関係なく、現場に最先着できる救急車等へ出動指令を行う直近指令や出動可能な救急車等がゼロになった場合に、他の消防本部へ出動指令を行うゼロ隊運用など高度な部隊運用についても検討を行い、共同運用のメリットを最大限に活かすことができるよう、３市で連携・協力を図りながら事業を着実に推進いたします。

（３）緊急消防援助隊受援体制の確立について

発生が想定されている南海・東南海地震災害や近年各所で発生している大規模山林火災などでは、単独では対応が難しく、緊急受援の必要性が増してきている。そういう情勢下において、緊急消防援助隊受援体制の確立についての取組は、タイムリーで有意義である。他所での好事例や問題点を更に収集・深掘りし、より具体化するなどブラッシュアップし、将来に備えられたい。

（警防課）

＜回答＞

緊急消防援助隊受援体制の確立につきましては、これまで豪雨や地震等で被災し、緊急消防援助隊が活動した地域における受援時の課題や問題点等を収集し、調査・研究を行います。また、地域防災計画等の関連計画との整合を図りながら災害リスクの多様化・大規模化に対応できるよう緊急消防援助隊受援計画の見直しを行い、より実効性のある受援体制の構築を進めます。

市民環境部

1 市民環境部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関すること。
- イ コミュニティの振興に関すること。
- ウ ボランティア及び民間非営利団体に関すること。
- エ 自治会に関すること。
- オ 協働の推進に関すること。
- カ 国際化に関すること。

(2) 危機管理課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 地域防災計画に関すること。
- ウ 水防計画に関すること。
- エ 災害対策本部に関すること。
- オ 自主防災組織に関すること。
- カ 国民保護計画に関すること。
- キ 国土強靱化地域計画に関すること。
- ク 防災訓練、防災情報に関すること。
- ケ 地域の防犯活動等の推進に関すること。
- コ 安全面における地域ネットワークづくりに関すること。
- サ 防災センターに関すること。
- シ 交通安全思想の普及に関すること。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関すること。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関すること。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関すること。

(4) 男女参画・市民相談課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関すること。
- イ 男女共同参画施策の推進に関すること。
- ウ 男女平等の意識啓発に関すること。
- エ 女性団体の育成に関すること。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関すること。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関すること。
- キ 計量に関すること。
- ク 市民相談に関すること。
- ケ 消費生活センターに関すること。

(5) 市民課

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 個人番号カードの交付に関する事。
- ウ 公的個人認証サービスに関する事。
- エ 埋火葬の許可及び火葬室の使用許可に関する事。
- オ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- カ 人口動態の調査に関する事。
- キ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。
- ク 住居表示に関する事。
- ケ 町界及び町名等の整理に関する事。
- コ 国民年金に関する事。
- サ 船員法の事務に関する事。
- シ 市税に係る諸証明の発行に関する事。
- ス 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関する事。

(6) 環境エネルギー局 環境政策課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地球温暖化対策の推進に関する事。
- ウ 再生可能エネルギー等の普及及び導入促進に関する事。
- エ 環境に関する審議会等の運営に関する事。
- オ 市民環境活動の促進に関する事。
- カ 環境マネジメントシステムに関する事。
- キ 生活環境の保全及び指導に関する事。
- ク 墓地に関する事。
- ケ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関する事。
- コ 犬又は猫の引取り及び引取申出書の受付に関する事。
- サ 火葬場に関する事。

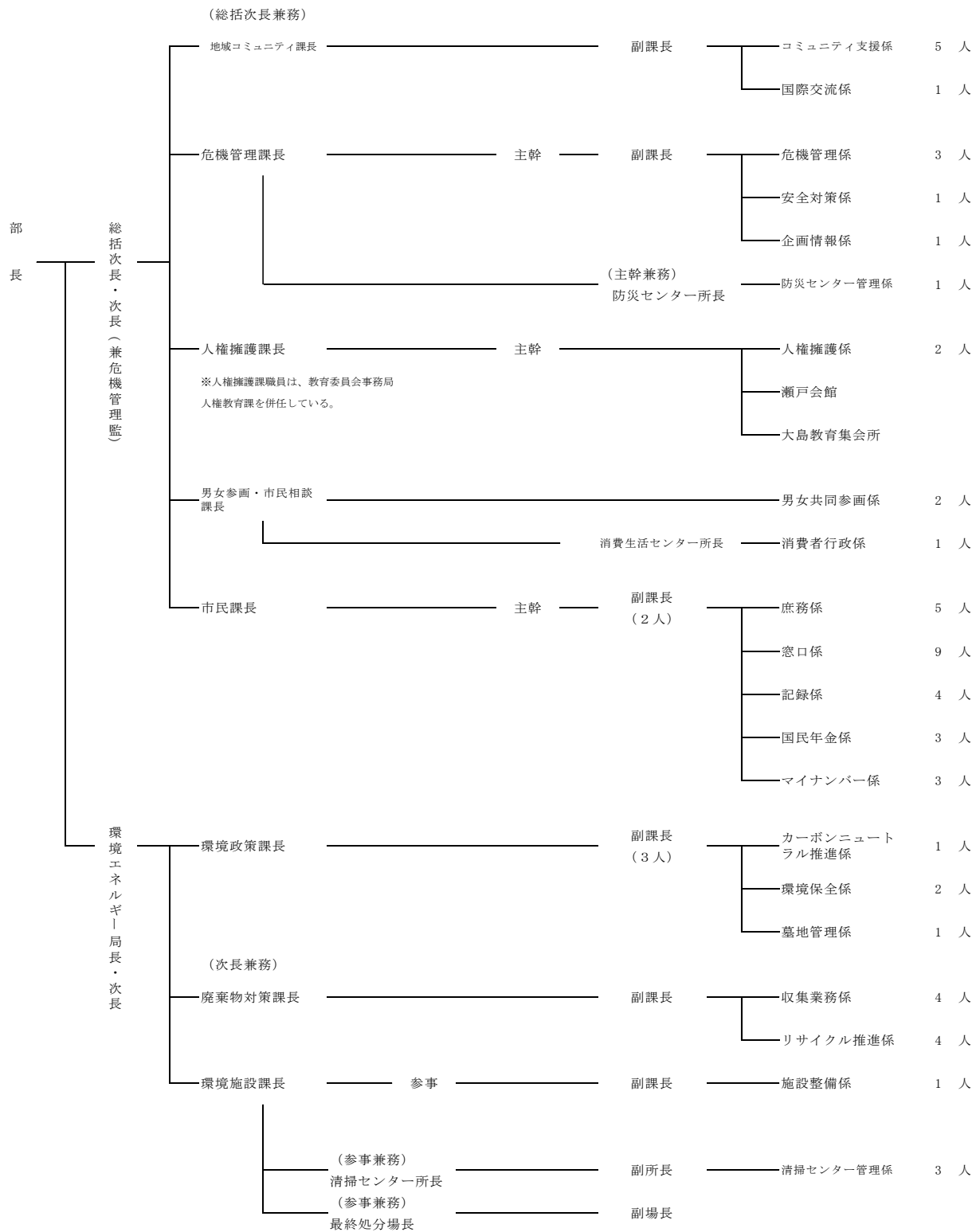
(7) 環境エネルギー局 廃棄物対策課

- ア 一般廃棄物処理計画に関する事。
- イ ごみの分別収集に関する事。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関する事。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可及び指導監督に関する事。
- オ まち美化の推進に関する事。
- カ 不法投棄物（陸上）の処理に関する事。
- キ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関する事。
- ク 犬猫等の死体処理に関する事。
- ケ し尿の収集に関する事。
- コ 浄化槽設置整備事業補助金に関する事。
- サ 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関する事。
- シ し尿及び浄化槽汚泥の共同処理に関する事。

(8) 環境エネルギー局 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。

2 職員の配置状況 84人（令和7年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和6年度に実施した主な事業

(1) 地域づくり促進事業

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区及び中萩校区において、令和5年3月にそれぞれ協議会型地域運営組織が設立され、令和5年度から協議会の活動が始動している。中萩校区については令和6年3月に解散となったが、協議会の活動を通じて、地域づくりの醸成と地域内の様々な団体が連携協力して地域課題の解決に向けて取り組む体制を整えることができた。

＜事業費＞ 3,623,873円

(2) 防災センター管理運営事業

市民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図るため、新居浜市防災センターの管理運営を行った。

＜事業費＞ 5,202,012円

＜入館者数＞ R2 5,836人 R3 3,112人 R4 4,162人 R5 5,250人 R6 7,264人

(3) 市民意識調査

人権問題に係る市民の意識や理解の実態調査を行い、結果を新居浜市人権施策基本方針第3次改訂（令和7年度実施）に反映させるとともに、ホームページでの公表、関係機関への通知を行い、今後の人権教育等への活用を図ることができた。

＜事業費＞ 205,712円

(4) 男女共同参画推進事業

新居浜市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会づくりに全市民的、全庁的に取り込む総合調整、調査研究及び男女平等の意識啓発を促進するため、男女共同参画推進週間（8月1～7日）の実施、市政だより（8月号）への掲載、新居浜市女性活躍等推進事業所の認証等を行った。

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図り、また男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めることができた。

＜事業費＞ 316,189円

(5) 地球温暖化対策の推進

ア 新居浜市地球高温化対策地域協議会との協働

環境学習イベント等の実施や市政だよりへの記事掲載等により、市民に広く意識啓発を行うことができた。

＜事業費＞ 123,314円

イ 新居浜環境市民会議との協働

多種多様な環境保全委事業を実施することにより、幅広く多面的な環境活動の促進を図ることができた。

＜事業費＞ 287,000円

ウ 電動アシスト自転車の購入支援

電動アシスト自転車を購入した個人に対し補助金を交付することにより、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進及び高齢者ドライバーの免許返納促

進を図ることができた。

<事業費> 1, 310, 000円 (免許返納者29件、その他73件)

エ 個人向け及び事業者向け太陽光発電設備導入補助事業

市内の住宅及び事業所等に太陽光発電設備を導入する事業に対し補助金を交付することにより、各家庭や事業者におけるエネルギーの地産地消の拡大を図り、温室効果ガスの削減に寄与することができた。

<事業費> 個人向け 2, 590, 000円 事業者向け 7, 200, 000円

(6) ごみ減量化推進費

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等購入補助、段ボールコンポスト講習会実施等による生ごみ処理容器等普及啓発、店頭回収等の利用の周知、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量化を図ることができた。

<事業費> 698, 023円

(7) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するため、生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により21, 196tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1, 245tを直接資源化し、容器包装プラスチック956t、ペットボトル220t、びん・缶、有害ごみ742t等の資源ごみを清掃センターに搬入し、中間処理による資源化の推進を図った。

<事業費> 290, 001, 338円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託	134, 922, 480円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託	47, 368, 200円
古紙類収集業務委託	37, 554, 000円
プラスチック製容器包装収集業務委託	24, 709, 608円
ペットボトル収集業務委託	12, 936, 000円
不燃物・布類収集業務委託	16, 368, 000円
別子山地区ごみ収集業務委託	8, 184, 000円
大島地区ごみ収集業務委託	6, 325, 000円
缶収集用網袋等消耗品等	1, 634, 050円

(8) ごみ一部有料化推進事業

持続可能なごみ処理を確保するため、直接搬入ごみ及び大型ごみ戸別収集の有料化を令和4年10月から開始し、インセンティブによるごみの減量を図ることができた。

○令和6年4月～令和7年3月の実績と令和3年度の比較

一般家庭直接搬入台数	37,233台	(R3 102,938台 64%減)
一般家庭直接搬入量	2,362 t	(R3 5,013 t 53%減)
大型ごみ申込件数	4,369件	(R3 13,830件 69%減)
一般家庭定期収集ごみ量	21,364 t	(R3 24,283 t 12%減)

<事業費> 2, 781, 210円

(9) 清掃センター施設整備事業

各ごみ処理施設について、法定点検・自主点検及び予防保全措置を実施し、施設の機能低下及び不具合を未然に防止するとともに、精密機能検査を反映した施設保全計画・整備計画の検討を進め、適正で安定的なごみ処理を行うことができた。

＜事業費＞ 588,390,000円

(令和6年度清掃センター定期点検整備工事 外)

(10) 清掃センター改修事業

粗大ごみ処理施設及びリサイクル推進施設は稼働から14年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、基幹的設備改良工事により主要な設備を整備し、施設の延命化を図る。令和6年度は、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事及びリサイクル推進施設基幹的設備改良工事を着工した。

＜事業費＞(2か年継続工事)

粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事 1,270,500,000円

令和6年度 68,911,300円

リサイクル推進施設基幹的設備改良工事 385,000,000円

令和6年度 66,873,800円

(11) 菊本最終処分場施設整備事業

最終処分場廃棄物積込コンベア更新工事及び最終処分場西側フェンス改修工事を実施し、適切な維持管理を行うことにより、新居浜市内の一般廃棄物処理を安定的に行うことができた。

＜事業費＞ 33,880,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
自動販売機設置使用料（自治会館）	27,445	27,445	0	0
認可地縁団体印鑑登録証明書等発行手数料	1,800	1,800	0	0
女性総合センター使用料	1,495,085	1,495,085	0	0
自動販売機設置使用料 （女性総合センター）	73,708	73,708	0	0
戸籍謄（抄）本手数料	18,781,750	18,781,750	0	0
住民基本台帳手数料	14,612,700	14,612,700	0	0
印鑑証明手数料	7,811,100	7,811,100	0	0
印鑑登録手数料	880,500	880,500	0	0
その他証明手数料	370,200	370,200	0	0
自動車臨時運行許可手数料	165,000	165,000	0	0
船員手帳交付等手数料	74,960	74,960	0	0
計量検査手数料	161,950	161,950	0	0
火葬場使用料	3,981,100	3,981,100	0	0
自動販売機等設置使用料（斎場）	293,834	293,834	0	0
墓地使用料	4,695,600	4,695,600	0	0
畜犬登録手数料	2,146,200	2,146,200	0	0
狂犬病予防注射済票取扱手数料	2,514,230	2,514,230	0	0
ごみ処理手数料（廃棄物対策課） 一般廃棄物処理業許可申請手数料	312,000	312,000	0	0
ごみ処理手数料（廃棄物対策課） 一般廃棄物処理手数料	28,476,700	28,476,700	0	0
し尿処理手数料（滞納繰越含む）	4,297,128	4,264,997	0	32,131
し尿処理手数料督促手数料	1,300	1,300	0	0
ごみ処理手数料 （清掃センター・最終処分場）	118,597,500	118,597,500	0	0
自動販売機設置使用料 （清掃センター）	225,569	225,569	0	0
旧衛生センター敷地貸付使用料	241,157	241,157	0	0

イ 特別会計

(単位：円)

平尾 墓園	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	墓園使用料	19,079,000	19,079,000	0	0
	管理手数料	7,890,260	7,710,260	0	180,000

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年8月7日付け）

（1）飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、ワクチン接種費用を補助対象経費に計上しているため、補助金の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（環境政策課）

＜回答＞

今回のワクチン接種費用に関しては、獣医師に確認したところ、不妊去勢手術を行うに当たり、必要なものであるとの回答でしたので、補助対象経費に含めることとしました。

しかし、病院や獣医師によって不妊去勢手術を行うに当たり必要となる施術の考え方が違うため、病院毎に内容を確認し、必要経費について統一基準を設けた上で補助金を支出するよう事務改善を行いました。

（2）新居浜市ごみ手数料収納事務委託について

新居浜市ごみ手数料収納事務委託について、35事業所のうち8事業所の契約書が確認できない。また、収納事務の委託に係る告示関係書類も確認できない。新居浜市ごみ処理手数料収納事務委託要領等に基づき適正な事務処理をされたい。

（廃棄物対策課）

＜回答＞

今後は法令を遵守し、新居浜市ごみ処理手数料収納事務委託要領等に基づき、契約書類及び告示関係書類の作成管理等の事務処理を適正に行います。

（3）新居浜市国際交流協会の体制強化について

令和6年10月現在、新居浜市域の外国人労働者数は1,580人（209事業所）で、平成31年3月の新居浜市国際交流協会の設立以降、5年間で1.5倍超に増加している。労働力不足が深刻化する中、外国人材の受入れと共生は地域の重要な課題であり、同協会の果たす役割も今後益々大きくなるものとする。しかしながら、協会事務局は1人体制で、国際理解促進や外国人生活支援等協会事業の更なる推進には事務局機能の充実強化が不可欠である。個人会員数や企業訪問数も減少しており、マンパワー不足が懸念される。国、市補助事業等による人的支援も検討し、早急に対応されたい。

（地域コミュニティ課）

＜回答＞

市内の外国人在住者が年々増加している中、外国人への生活相談支援や日本語教育支援を含め多文化共生社会を進めていく上で、国際交流協会が果たす役割は、ますます重要になってくるものと考えております。

今後、当市の国際理解を促進していくため、国際交流協会だけでなく、国際交流員を通じた各種講座を実施し、より多くの市民の方が国際交流に関する事業などに触れることができる機会を増やしていくとともに、国の外国人受入環境整備交付金制度等を活用しながら、国際交流協会の人員体制強化を図ってまいります。

（4）ごみ焼却施設の災害時対応について

近年、地震等自然災害によりインフラや諸設備が破損し、市民生活に多大な影響を及ぼし

ている事例が散見されている。ごみ焼却施設もその重要な一つであり、早期の復旧と安定稼働は市民生活に必要不可欠なものといえる。危機対応として、BCP計画を策定し、運転管理対応として、地震時対応マニュアルの整備を行っている。ただし、大量に発生する災害廃棄物の対処に関することや施設の安定稼働に必要な資機材・薬液等の備え、施設の強靱化やバックアップ機能の強化、専用用水の確保などまだまだ課題が多い。被災地の対応事例など情報収集に努めるとともに、平時において、十分な検討と備えの充実を図られたい。

(環境施設課)

<回答>

災害発生時の早期の復旧と安定稼働を図るため、令和7年4月に締結したプラントメーカーとの連携協定も踏まえ、平時から既存のBCP・災害対応マニュアルに基づく訓練や検証を行い、資機材、薬剤、用水の確保、運用面での改善も含め適宜見直しを行い、より実効性のあるものといいたします。

また、大規模災害発生時には、施設能力をはるかに上回る大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、生活環境の早期解決を図るため、他自治体や民間処理施設の協力を円滑に得られるよう、平時より協力体制の構築と被災地における対応事例の調査・研究を行います。